

緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係るGo To トラベル事業の取扱い

GoToトラベル事業を適用した旅行・宿泊商品の販売は、現在、1/31(日)までのものについて行われているところ、

(1) 新規の予約・既存の予約を問わず、全国において、1/12(火)から2/7(日)までの間、本事業の適用を一時停止

(2) (1)の既存予約について、12/14(月)18時から1/17(日)24時まで、無料でキャンセル可能

→ 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担

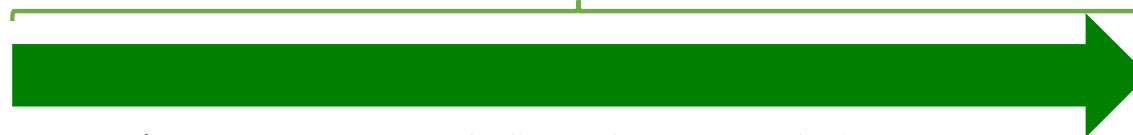
(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は1万4千円/人泊))

※無料キャンセルの対象は、1/7(木)18時までに予約されていた旅行に限る。

※国による負担対象は、12/14(月)0時時点において予約されていた旅行に限る。

新規予約について事業の適用を一時停止

1/12(火)0時



2/7(日)24時

※2月1日(月)以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていない。

既存予約について事業の適用を一時停止

1/12(火)0時

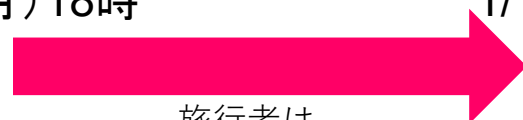


2/7(日)24時

※2月1日(月)以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていない。

12/14(月)18時

1/17(日)24時



旅行者は
無料でキャンセル可能

※既に旅行者がキャンセル料を事業者へ支払っている場合、返金を求めることが可能

※無料キャンセルの対象は、
1/7(木)18時までに予約されていた旅行に限る。

※国による負担対象は、12/14(月)0時時点において
予約されていた旅行に限る。